

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係規程について（通知）

下記の給与関係条例等について通知します。

記

1 条例

- (1) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例
(埼玉県条例第6号)
- (2) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第19号)
- (3) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例
(埼玉県条例第20号)
- (4) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(埼玉県条例第22号)
- (5) 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(埼玉県条例第23号)

2 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則
(埼玉県規則第32号)

3 教育委員会規則

- (1) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第10号)
- (2) 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第11号)
- (3) 学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第12号)

4 教職員課通知

- (1) 「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について
- (2) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について
- (3) 「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について
- (4) 「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正について
- (5) 「学校職員の時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについて」の一部改正について
- (6) 「兼務手当の取扱いについて」

5 人事委員会通知

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

6 人事課通知

「職員の旅費に関する条例等の運用方法について」

7 その他

- (1) 時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料月額} \times 10.0 / 100) \times 12\text{月}}{(52 [\text{週}] \times 38.75^{*1} [\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数}^{*2} \times 7.75^{*1} [\text{時間}])}$$

※1 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員については、38.75時間→週当たり勤務時間、7.75時間→週当たり勤務時間÷5となります。

※2 平成31年度は、**22日(170.5時間)**となります。(平成30年度：124時間)

- (2) 平成31年度における交通用具使用者（併用者を含む。）に係る通勤手当の月額算定方法について

$$2,000\text{円} + (\text{認定距離} [\text{km} \cdot \text{端数切捨}] - 2\text{km}) \times \text{加算額}^{*}$$

※ 平成31年度は、**630円**となります。(平成30年度：550円)

担当 給与制度担当
電話 048-830-6667

< 条例等の概要 >

改正条例等の施行期日は 1 (1)、 1 (3) 及び 2 は「平成 3 2 年 4 月 1 日」、
それ以外は「平成 3 1 年 4 月 1 日」
※夜間学級担当手当については別添資料も参照ください。

1 条例

(1) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例

① 報酬等

- ・ 報酬は、類似する業務に従事する常勤職員の 1 級の給料月額を超えない範囲内で規則の定めにより決定
- ・ 報酬等を定める場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮

② 期末手当

- ・ 常勤職員の例により支給
- ・ 任期が 6 月未満の者などは不支給

(2) 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

① 夜間学級担当手当の新設

ア 支給対象者

本務として夜間学級に勤務する教育職員

イ 支給額

(ア) 月額 21,000 円 (上限)

(イ) 日額 730 円

② 兼務手当の支給対象の拡大

ア 支給対象

(ア) 本務として夜間学級以外の学級に勤務する教育職員が夜間学級に勤務した場合

(イ) 本務として夜間学級に勤務する教育職員が夜間学級以外の学級に勤務した場合

イ 支給額

勤務 1 時間につき 1,200 円

③ 市立の義務教育学校の設置に伴う規定の整備

(3) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例

① 報酬等

- ・ 報酬は、類似する業務に従事する常勤職員の 2 級の給料月額を超えない範囲内で教育委員会規則の定めにより決定
- ・ 報酬等を定める場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮

② 期末手当

- ・ 常勤職員の例により支給
- ・ 任期が 6 月未満の者などは不支給

(4) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定するとともに、必要な事項については、教育委員会規則で定めることとするもの。(給与条例の条ずれ)

(5) 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

市立の義務教育学校及び中等教育学校が設置されることを踏まえ、規定の整備を行うもの。

2 規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則

① 報酬額

- 改正法に従った条例に基づき、常勤職員の1級の給料月額を超えない範囲で職務内容に応じた給料表を設定
- 常勤の例により、経験に基づき報酬額を決定

【例】行政事務（標準・週29時間勤務）の報酬額

月額 154,100円

② 手当

実績に応じて時間外勤務手当等に相当する報酬を支給

③ 支給方法

常勤職員に準じて決定

3 教育委員会規則

(1) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当受給者の手当額は、国に準拠して4分の3で支給されている。夜間中学校に勤務する教員は定時制高校に勤務する教員と職務が類似していることから、他県の状況も踏まえ、夜間学級担当手当の受給者についても、手当額を4分の3とする。

(2) 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

① 夜間学級担当手当

○ 月額について、級ごとの月額を下表のとおり定める。

職務の級	右記以外の者	管理職手当受給者
1 級	14,000円	
2 級	18,000円	
特2級	19,000円	
3 級	20,000円	16,000円
4 級	21,000円	16,800円

○ 支給方法、その他必要な事項を定める。

② 教育業務連絡指導手当

支給対象に、義務教育学校に勤務する教育職員を加える。

(3) 学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備によるもの。

4 教職員課通知

- (1) 「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について
関係様式から「平成」を削るもの。
- (2) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について
関係様式から「平成」を削るもの。
- (3) 「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について
学校職員の特殊勤務手当に関する条例等及び当該条例の規定に基づく関係規則の改正に伴い、規定の整備によるもの。
- (4) 「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正について
関係様式から「平成」を削るもの。
- (5) 「学校職員の時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについて」の一部改正について
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備によるもの。
- (6) 「兼務手当の取扱いについて」
学校職員の特殊勤務手当に関する条例等及び当該条例の規定に基づく関係規則の改正に伴い、規定の整備によるもの。

5 人事委員会通知

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

地方公務員法の規定による懲戒処分を受けた者等について、それぞれ勤勉手当の成績率から減じる率を改めるもの。

6 人事課通知

「職員の旅費に関する条例等の運用方法等について」

移転料の支給対象者を拡大するもの。

夜間学級担当手当について

(1) 支給対象

川口市立芝西中学校において夜間学級を担当する教育職員のうち、次に掲げる職にある者に支給する。

- ア 校長（本務として当該中学校の校長の職にある者に限る）
- イ 副校長（夜間学級に関する校務をつかさどる者に限る）
- ウ 教頭（夜間学級に関する校務を整理する者に限る）
- エ 主幹教諭（本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する者）
- オ 教諭（本務として夜間学級を担当する者）
- カ 養護教諭（ " ）
- キ 助教諭（ " ）
- ク 養護助教諭（ " ）
- ケ 講師（ " ）

(2) 支給額

- ア 各級ごとの定額（月額）

職務の級	右記以外の者	管理職手当受給者
1 級	14,000円	
2 級	18,000円	
特2級	19,000円	
3 級	20,000円	16,000円
4 級	21,000円	16,800円

※ 管理職手当受給者は各級ごとの定額に 80/100 を乗じた額となっている。

(3) 夜間勤務の実績により支給される額

夜間勤務 1 回につき 730 円（日額）

正規の勤務時間が夜間（午後 7 時から翌日午前 6 時半まで）を含むものであり、かつ、勤務に従事したときに支給する。

※ 予め定められた正規の勤務時間によるもののほか、校長により特に勤務時間の割り振りが変更された場合を含む。

(4) 支給方法

ア 各級ごとの定額（月額）

給料の支給方法に準じて支給される。（当該月に支給される。）

<支給の特例>

「給与事務の手引き」定時制通信教育手当の項（Ⅱ-8-2）参照。

※ 定通手当を夜間学級担当手当に読み替える。

イ 夜間勤務の実績により支給される額（日額）

当該月の翌月に実績に応じて支給される。

上記アの<支給の特例>に該当し、各級ごとの定額が支給されない場合であっても、夜間勤務の実績分については支給される。

(5) 支給に関する事務処理

定通手当が支給される場合にあつては、夜間学級担当手当実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管する。

<支給上の注意点>

● 夜間の時間に勤務していない場合

正規の勤務時間が夜間を含むものであつても、夜間の時間に年休、職専免等により、実際に勤務していない場合は、支給されない。

● 校長が陽春分校の行事等に従事した場合

芝西中学校の本校に勤務する校長が、正規の勤務時間の割り振り変更を行い、正規の勤務時間に夜間を含む場合には支給することができる。勤務時間の割り振り変更を行わず、正規の勤務時間終了後、引き続き陽春分校の行事等に従事した場合には支給されない。

● 直行直帰の場合

用務の従事時間が夜間を含む場合に支給される。（用務の従事時間には用務終了後の自宅までの旅行を含まない。）

例：用務終了 19：30 直帰で自宅着 21：00 → 支給される

用務終了 18：45 直帰で自宅着 21：00 → 支給されない

● 修学旅行等の学校行事の場合

正規の勤務時間に夜間の時間帯が含まれていれば支給される。この場合、勤務時間の調整を行って勤務を命じられている場合も含む。

最終日については、解散時刻が午後7以降の場合に限り支給される。

条 例

会計年度任用職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第七条及び第八条において単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第二条 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下この条から第五条までにおいて「第一号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（医師及び歯科医師にあつては、給与条例第九条の三に規定する割合）を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に百円未満、日額の報酬にあつてはその額に十円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額（医師及び歯科医師にあつては、当該月額に給与条例第七条の三第一項第一号に掲げる額を加えた額。次項において同じ。）に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して

得た額) を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、第一号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、第一号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額の特例)

第三条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第四項又は第五項の規定にかかわらず、日額三万三千五百円を超えない範囲内において規則で定める。

(報酬及び期末手当の特例)

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第一号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前二条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第五条 第一号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第六条 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(第三項において「第二号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 第二条第六項の規定は、第二号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

(報酬等の減額)

第七条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第八条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当（第二条第一項及び第六条第一項に規定する手当に限る。）の支給については、前六条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第三条 職員の分限に関する条例（昭和三十六年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第四條 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「月額」の下に「(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬の額(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号)第二条第四項若しくは第五項、第三条若しくは第四条又は会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)第三条第四項若しくは第五項若しくは第四条の報酬の基本額に限る。)(」を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第五條 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第二十二條 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第六條 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第一條中「委員会」の下に「非常勤」を加え、「その他の委員」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七條 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八條 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第十七條第一項及び第二十條第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法」に改める。

第十七条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十条 第四条から第六条まで、第六条の三、第八条から第九条の三まで、第十二条の二、第十三条、第十六条及び第十六条の二の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十五条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「している職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第八条中「した職員」の下に「（地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第二十六条の表第二十条第一項の項を削る。

第三十条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十一条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第

七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十二条 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第二十一条第一項及び第二十五条第一項において単に「会計年度任用職員」という。)&及び同法」に改める。

第二十一条第一項中「以上で退職した職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十五条を次のように改める。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第二十五条 第五条、第七条、第九条、第十一条、第十二条、第十六条、第十七条及び第二十条から第二十条の三までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十九條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十三条 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法」の下に「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四条 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を「、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（第十九条第一項及び第二十三条第一項において単に「会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第十九条第一項中「以上で退職した職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

第二十三條を次のように改める。
（会計年度任用職員についての適用除外等）

第二十三條 第四条から第六条まで、第八条、第十条、第十一条、第十四條、第十七條及び第十八條の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第十六條の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

別表（第二条、第六条関係）

職 種	月 額
医師及び歯科医師	給与条例別表第四医療職給料表イ医療職給料表(一)に定める一級における最高の号給の給料月額
薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給料表(二)に定める一級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師その他の規則で定める職	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給料表(三)に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

○会計年度任用職員の報酬等に関する条例 新旧対照表
 (附則第三条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>職員の分限に関する条例</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第五条～第七条 (略)</p>	<p>職員の分限に関する条例</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第五条～第七条 (略)</p>

(附則第四条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>第一条〜第三条 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第四条 減給は、六月以下の期間、給料の月額(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬の額(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第 号)第二条第四項若しくは第五項、第三条若しくは第四条又は会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第 号)第三条第四項若しくは第五項若しくは第四条の報酬の基本額に限る。))の十分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p> <p>第五条・第六条 (略)</p>	<p>職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>第一条〜第三条 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第四条 減給は、六月以下の期間、給料の月額の十分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p> <p>第五条・第六条 (略)</p>

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(給料表及び級別基準職務表)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第二十条及び附則第五項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四条～第十九条の七 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第二十条 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。</p> <p>第二十一条～第二十三条 (略)</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(給料表及び級別基準職務表)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第二十条第一項及び附則第五項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第四条～第十九条の七 (略)</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第二十条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)の給与については、任命権者は、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもつて手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の職員には、他の条例に別段の定めがない限り同項に定める手当を除く外、他の如何なる給与をも支給してはならない。</p> <p>第二十一条～第二十三条 (略)</p>

(附則第六条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第二項の職員で特別職のもの(委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項に規定する精神保健指定医を除く。以下「非常勤職員」という。)に対する報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条〜第四条 (略)</p>	<p>非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第二項の職員で特別職のもの(委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項に規定する精神保健指定医を除く。以下「非常勤職員」という。)に対する報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第二条〜第四条 (略)</p>

新	旧
<p>職員の退職手当に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(退職手当の支給範囲)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、次の各号に掲げるものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二条の二〜第二十四条 (略)</p>	<p>職員の退職手当に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(退職手当の支給範囲)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、次の各号に掲げるものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第二条の二〜第二十四条 (略)</p>

新

旧

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第一条 (略)

第一条 (略)

(給与の種類)

(給与の種類)

第二条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(第十七條第一項及び第二十條第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

第二条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

第三条〜第十六条の二 (略)

第三条〜第十六条の二 (略)

(退職手当)

(退職手当)

第十七条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員(会計年度任用職員を除く。以下二の項において同じ。)又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

第十七条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

2| 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

(新設)

3|・4| (略)

2|・3| (略)

第十八条〜第十九条の四 (略)

第十八条〜第十九条の四 (略)

新	旧
<p>(会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第二十条 第四条から第六条まで、第六条の二、第八条から第九条の三まで、第十二条の二、第十三条、第十六条及び第十六条の二の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第十五条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。</p> <p>第二十一条・第二十二条 (略)</p>	<p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p>第二十条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもつて給与を支給する。</p> <p>第二十一条・第二十二条 (略)</p>

(附則第九条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第三条～第九条 (略)</p>	<p>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員(委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第三条～第九条 (略)</p>

新

旧

職員の育児休業等に関する条例

職員の育児休業等に関する条例

第一条～第六条 (略)

第一条～第六条 (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第七条 (略)

第七条 (略)

2 職員の給与条例第十九条の四第一項又は学校職員の給与条例第十二条の五第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

2 職員の給与条例第十九条の四第一項又は学校職員の給与条例第十二条の五第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第九条～第二十五条 (略)

第九条～第二十五条 (略)

(短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)

(短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例)

第二十六条 (略)

第二十六条 (略)

(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

(略)	(略)	(略)
第二十条第二項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

新	旧
<p>第二十七条～第二十九条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第三十条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の時に、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第三項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</p> <p>イ 第二条第三号イ及びハに該当する非常勤職員</p> <p>ロ 一日の勤務時間を考慮して委員会規則で定める非常勤職員</p> <p>第三十一条～第三十三条 (略)</p>	<p>第二十七条～第二十九条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第三十条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の時に、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条第三項において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)</p> <p>イ 第二条第三号イ及びハに該当する非常勤職員</p> <p>ロ 一日の勤務時間を考慮して委員会規則で定める非常勤職員</p> <p>第三十一条～第三十三条 (略)</p>

(附則第十二条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になっている職員(委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条～第二十一条 (略)</p>	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件附採用になっている職員(委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条～第二十一条 (略)</p>

(附則第十二条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新

旧

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第二条 (略)

第二条 (略)

(給与の種類)

(給与の種類)

第二条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(第二十一条第一項及び第二十五条第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

第二条 病院事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

第三条〜第二十条の三 (略)

第三条〜第二十条の三 (略)

(退職手当)

(退職手当)

第二十一条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員(会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

第二十一条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

2| 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

(新設)

3|・4| (略)

2|・3| (略)

第二十二条〜第二十四条の三 (略)

第二十二条〜第二十四条の三 (略)

新	旧
<p>(会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第二十五条 第五条、第七条、第九条、第十一条、第十二条、第十六条、第十七条及び第二十条から第二十条の三までの規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2) 第十九条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。</p> <p>第二十六条・第二十七条 (略)</p>	<p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p>第二十五条 病院事業企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもつて給与を支給する。</p> <p>第二十六条・第二十七条 (略)</p>

(附則第十三条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>第四条〜第八条 (略)</p>	<p>埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第三条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>第四条〜第八条 (略)</p>

新

旧

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第一条 (略)

第一条 (略)

(給与の種類)

(給与の種類)

第二条 流域下水道事業企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第二項に規定する会計年度任用職員(第十九条第一項及び第二十三條第一項において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

第二条 流域下水道事業企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

第三条〜第十八条 (略)

第三条〜第十八条 (略)

(退職手当)

(退職手当)

第十九条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員(会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

第十九条 退職手当は、勤続期間六箇月以上で退職した職員又は勤続期間六箇月未満で退職した職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

2| 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて六箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

(新設)

3|・4| (略)

2|・3| (略)

第二十条〜第二十二條の三 (略)

第二十条〜第二十二條の三 (略)

新	旧
<p>(会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第二十三条 第四条から第六条まで、第八条、第十条、第十一条、第十四条、第十七条及び第十八条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第十六条の規定は、任期が六箇月未満の者その他の者で管理者が定めるものには適用しない。</p> <p>第二十四条・第二十五条 (略)</p>	<p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p>第二十三条 流域下水道事業企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもつて給与を支給する。</p> <p>第二十四条・第二十五条 (略)</p>

条 例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十九号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 夜間学級担当手当

第三条第一項中「若しくは中学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第四条第一項に次の二号を加える。

四 市町村立の中学校又は義務教育学校（後期課程に限る。）（以下この号、次号及び第七条の二第一項において「夜間学級」という。）の勤務を本務とする職員以外の職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務

五 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務を本務とする職員（給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。） 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級の勤務

第四条第二項に次の一号を加える。

三 前項第四号及び第五号の勤務 千二百円

第七条第一項第二号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（夜間学級担当手当）

第七条の二 夜間学級担当手当は、市町村立の中学校等で、夜間学級を置くものの校長（本務として当該市町村立の中学校等の校長の職にある者に限る。）、夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に対し、月額二万千円を超えない範囲内において、その者の属する職務の級に応じて、教育委員会規則で定める額を支給する。

2 夜間学級担当手当が支給される職員のうち、教育委員会規則で定める夜間の業務に従事した職員の夜間学級担当手当は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、その業務に従事した日一日につき七百三十円を加算した額を支給する。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

新	旧
<p>学校職員の特殊勤務手当に関する条例</p>	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する条例</p>
<p>第一条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 夜間学級担当手当</p> <p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第三条 多学年学級担当手当は、県立の中学校又は市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校若しくは義務教育学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、埼玉県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める職員が、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条 兼務手当は次の各号に掲げる職員が当該各号に定める勤務に従事したときに支給する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 市町村立の中学校又は義務教育学校(後期課程に限る。)(以下この号、次号及び第七条の二第一項において「市町村立の中学校等」という。)の夜間その他特別な時間において授業を行う学級(以下この号、次号及び第七条の二第一項において「夜間学級」という。)の勤務を本務とする職員以外の職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。)</p> <p>五 市町村立の中学校等の夜間学級の勤務</p> <p>市町村立の中学校等の夜間学級の勤務を本務とする職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員に限る。) 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級の勤務</p> <p>2 前項の手当の額は、教育委員会規則で定める勤務一時間につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第三条 多学年学級担当手当は、県立の中学校又は市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校若しくは中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち、埼玉県教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める職員が、当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条 兼務手当は次の各号に掲げる職員が当該各号に定める勤務に従事したときに支給する。</p> <p>一 三 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 前項の手当の額は、教育委員会規則で定める勤務一時間につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

三 前項第四号及び第五号の勤務 千二百円

第五条・第六条 (略)

(教育業務連絡指導手当)

第七条 (略)

一 (略)

二 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校又は高等学校の定時制の課程に置かれる主任等で前号に規定する職務と同様の職務に当たるもの

2 (略)

(夜間学級担当手当)

第七条の二 夜間学級担当手当は、市町村立の中学校等で、夜間学級を置くものの校長(本務として当該市町村立の中学校等の校長の職にある者に限る。)、夜間学級に関する校務をつかさどる副校長、夜間学級に関する校務を整理する教頭、本務として夜間学級に関する校務の一部を整理し、又は本務として夜間学級を担当する主幹教諭並びに本務として夜間学級を担当する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に対し、月額二万千円を超えない範囲内において、その者の属する職務の級に応じて、教育委員会規則で定める額を支給する。

2 夜間学級担当手当が支給される職員のうち、教育委員会規則で定める夜間の業務に従事した職員の夜間学級担当手当は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、その業務に従事した日一日につき七百三十円を加算した額を支給する。

第八条、第十一条 (略)

(新設)

第五条・第六条 (略)

(教育業務連絡指導手当)

第七条 (略)

一 (略)

二 市町村立の小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の定時制の課程に置かれる主任等で前号に規定する職務と同様の職務に当たるもの

2 (略)

(新設)

第八条、第十一条 (略)

条 例

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員のうち会計年度任用学校職員である者に対する報酬、期末手当及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

(定義)

第二条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、次に掲げる職にある者をいう。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び別表において同じ。）
- 二 市町村（市町村の組合を含む。次号及び別表において同じ。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の非常勤の講師
- 三 市町村立の高等学校で夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程の授業を担当する非常勤の講師
- 四 県立の中学校及び高等学校において語学指導等を行う外国語指導助手

(報酬等)

第三条 会計年度任用学校職員に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。別表において「学校職員給与条例」という。）第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるとこ

ろにより決定する。

5 日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、会計年度任用学校職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、常勤の学校職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前五項に規定するもののほか、会計年度任用学校職員に対しては、常勤の学校職員に支給される時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬を教育委員会規則で定めるところにより支給する。

8 期末手当は、常勤の学校職員の例により支給する。ただし、任期が六月未満の者その他の者で教育委員会規則で定めるものにあつては、期末手当は支給しない。（報酬及び期末手当の特例）

第四条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第二条第四号に掲げる職にある者に対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前条の規定にかかわらず、当該基準に基づき教育委員会規則で定める。（費用弁償）

第五条 会計年度任用学校職員が勤務のため、その者の住居と勤務学校との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、常勤の学校職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。（報酬等の減額）

第六条 会計年度任用学校職員の報酬及び期末手当の減額については、常勤の学校職員の給与の減額の例に準じて、教育委員会規則で定める。

（支給）

第七条 会計年度任用学校職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給については、前四条に規定するもののほか、常勤の学校職員の例による。

（委任）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十一号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであって、その者の受ける報酬の月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において二以上の業務に従事した場合にあっては、当該二以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が二以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、平成三十二年六月三十日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において教育委員会規則で定める額を報酬として支給する。

2 特定期間において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けていた非常勤職員で、施行日から平成三十二年六月三十日までの間にこの条例の適用を受けることとなるもののうち、前項に規定する者以外の者については、同項の規定による報酬を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「講師」の下に「（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。）」を加える。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第四条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等）

第十八条の二 非常勤の学校職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。

別表（第三条関係）

職 種	月 額
-----	-----

<p>県立の高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師、市町村立の特別支援学校の非常勤の講師並びに第二条第三号に掲げる職</p>	<p>学校職員給与条例別表第一教育職給料表(一)に定める二級における最高の号給の給料月額</p>
<p>県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の非常勤の講師</p>	<p>学校職員給与条例別表第二教育職給料表(二)に定める二級における最高の号給の給料月額</p>

○会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例 新旧対照表
 (附則第三条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「学校職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>二 一(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第十六条 (略)</p>	<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「学校職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>二 一(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第十六条 (略)</p>

(附則第四条関係)

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第十八条 (略)</p> <p>(非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第十八条の二 非常勤の学校職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、県教育委員会規則の定める基準に従い、教育委員会が定める。</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>第一条～第十八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第十九条 (略)</p>

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十二号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する職員」の下に「（第八条第一項において「県費負担教職員」という。）」を加える。

第三条第五項中「以下」を「第十六条第二項及び第十九条において」に改める。

第八条の見出しを「（正規の勤務時間以外の時間における勤務）」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会（人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長）の許可を受けて」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、当該宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

第八条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
(職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。
(学校職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

新	旧
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(学校職員の範囲)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(第八条第一項において「<u>県費負担教職員</u>」という。)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 県教育委員会は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする学校職員の勤務時間について、埼玉県人事委員会(第十六条第二項及び第十九条において「<u>人事委員会</u>」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>第四条、第七条 (略)</p> <p>(<u>正規の勤務時間以外の時間における勤務</u>)</p> <p>第八条 教育委員会は、<u>労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会(人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長)の許可を受けて、第三条から第六条までに規定する勤務時間(以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。)以外の時間において校務のため必要がある場合には、学校職員に県教育委員会規則で定める宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が首</u></p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(学校職員の範囲)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 県教育委員会は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする学校職員の勤務時間について、埼玉県人事委員会(以下「<u>人事委員会</u>」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>第四条、第七条 (略)</p> <p>(<u>宿直及び日直の勤務</u>)</p> <p>第八条 教育委員会は、<u>第三条から第六条までに規定する勤務時間(以下「<u>正規の勤務時間</u>」という。)</u>以外の時間において校務のため必要がある場合には、学校職員に県教育委員会規則で定める宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。</p>

見短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限る。当該宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限る。正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条 (略)

2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（前条第一項に規定する勤務及び災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第四項において同じ。）をさせてはならない。

3 5 (略)

第九条の二 第十九条 (略)

(新設)

(新設)

第九条 (略)

2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（前条に規定する勤務及び災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第四項において同じ。）をさせてはならない。

3 5 (略)

第九条の二 第十九条 (略)

新	旧
<p>職員の給与に関する条例</p> <p>(目的) 第一条 (略)</p> <p>(給料) 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第七条第二項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条第二項及び第十九条の七において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林業普及指導手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第二十三条 (略)</p>	<p>職員の給与に関する条例</p> <p>(目的) 第一条 (略)</p> <p>(給料) 第二条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第七条第二項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第八条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十二条の三の規定による手当を含む。第十八条第二項及び第十九条の七において同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び農林業普及指導手当を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第二十三条 (略)</p>

新	旧
<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第三条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。)第八条第一項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第十条の三の規定による手当を含む。第十一条の二及び第十二条の十において同じ。)、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、日直手当、宿直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条～第十六条 (略)</p>	<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第三条 給料は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。)第八条に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(第十条の三の規定による手当を含む。第十一条の二及び第十二条の十において同じ。)、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、日直手当、宿直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条～第十六条 (略)</p>

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二号、第四号及び第五号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第五条 第二号イ中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十二条の九 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第六の一級の項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第七の一級の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(埼玉県暴力団排除条例の一部改正)

第三条 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校(後期課程に限る。)」を、「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(埼玉県自転車交通安全利用の促進に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県自転車交通安全利用の促進に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第五条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」

を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>一 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校、<u>義務教育学校及び特別支援学校</u>の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、<u>養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校及び特別支援学校</u>の学校栄養職員</p> <p>五 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校及び特別支援学校</u>の事務職員</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 市町村立の小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>に勤務する教育職員</p> <p>ロ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第五条の二〜第十二条の八 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第十二条の九 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)</p>	<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、<u>養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の学校栄養職員</p> <p>五 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略)</p> <p>(給料表)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 市町村立の小学校及び<u>中学校</u>に勤務する教育職員</p> <p>ロ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第五条の二〜第十二条の八 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第十二条の九 義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)</p>

に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2～4 (略)

第十二条の十～第十六条 (略)

別表第一～別表第五 (略)

別表第六(第五条の二関係)

教育職給料表(二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校、中学校又は義務教育学校(以下この表において「小学校等」という。)の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
(略)	(略)

別表第七(第五条の二関係)

学校栄養職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校(以下この表及び別表第八において「小学校等」という。)の栄養技師の職務
(略)	(略)

別表第八 (略)

に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2～4 (略)

第十二条の十～第十六条 (略)

別表第一～別表第五 (略)

別表第六(第五条の二関係)

教育職給料表(二) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校又は中学校(以下この表において「小学校等」という。)の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
(略)	(略)

別表第七(第五条の二関係)

学校栄養職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
一級	小学校、中学校又は特別支援学校(以下この表及び別表第八において「小学校等」という。)の栄養技師の職務
(略)	(略)

別表第八 (略)

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 第二条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第八条 (略)</p>	<p>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「義務教育諸学校等」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、<u>高等学校</u>又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条～第八条 (略)</p>

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 第三条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>埼玉県暴力団排除条例</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第十八条 県は、学校教育法第一条に規定する中学校、<u>義務教育学校(後期課程に限る。)</u>、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。)において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十九条～第三十四条 (略)</p>	<p>埼玉県暴力団排除条例</p> <p>第一条～第十七条 (略)</p> <p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第十八条 県は、学校教育法第一条に規定する中学校、高等学校若しくは特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。)において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十九条～第三十四条 (略)</p>

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
第四条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(児童及び生徒に対する自転車交通安全教育)</p> <p>第八条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。第十二条第三項において同じ。)の設置者及び長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条～第十九条 (略)</p>	<p>埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例</p> <p>第一条～第七条 (略)</p> <p>(児童及び生徒に対する自転車交通安全教育)</p> <p>第八条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、<u>高等学校</u>、中等教育学校及び特別支援学校をいう。第十二条第三項において同じ。)の設置者及び長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第九条～第十九条 (略)</p>

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表
 第五条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>児童福祉法施行条例</p> <p>第一条～第五十条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第五十一条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)</u>若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定子ども園<u>その他児童が集団生活を営む施設</u>からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第五十二条～第二百五十八条 (略)</p>	<p>児童福祉法施行条例</p> <p>第一条～第五十条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第五十一条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、<u>小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定子ども園</u>その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第五十二条～第二百五十八条 (略)</p>

規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成三十一年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等基準額表)

第二条 会計年度任用職員には、条例別表に掲げる職種の区分に応じ、次の各号に定める報酬等基準額表を適用する。

一 医師及び歯科医師 医療職報酬等基準額表(一)（別表第一）
二 薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職 医療職報酬等基準額表(二)（別表第二）

三 保健師、看護師その他の規則で定める職 医療職報酬等基準額表(三)（別表第三）

四 前記以外の職 行政事務報酬等基準額表（別表第四）
(条例別表の規則で定める職)

第三条 条例別表薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職の項の規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 薬剤師
 - 二 獣医師
 - 三 栄養士
 - 四 診療放射線技師
 - 五 臨床検査技師及び衛生検査技師
 - 六 理学療法士及び作業療法士
 - 七 視能訓練士
 - 八 言語聴覚士
 - 九 義肢装具士
 - 十 歯科衛生士及び歯科技工士
- 2 条例別表保健師、看護師その他の規則で定める職の項の規則で定める職は、保健師、看護師及び准看護師とする。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他知事が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(報酬の基本額)

第五条 条例第二条第四項の月額報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額(以下この条及び第十六条において「報酬等基準額」という。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

2 条例第二条第五項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し適当でないとするときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第五に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第六条 第一号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間(以下この条から第八条までにおいて「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその他の勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下この条に

において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（知事が定める時間を除く。）との合計が一月について六十時間を超えた場合には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第七条 休日（職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）第十五条第三項に規定する休日をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日に代わる日（以下この項において「代休日」という。）を指定されて休日の正規の勤務時間の全部を勤務した第一号会計年度任用職員にあっては、その者の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、前項の報酬は支給されない。

（宿日直手当に相当する報酬）

第八条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた第一号会計年度任用職員に対しては、前二条の規定にかかわらず、宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、給与条例第十六条第二項に定める額とする。
（勤務一時間当たりの報酬の額の算出）

第九条 第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額を報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては、その者の報酬（条例第二条第三項に規定する報酬の額をいう。次項、第十二条及び第十七条第二項において「基本報酬」という。）の月額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから知事が定める時間を減じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

2 第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては、その者の基本報酬の日額を、その者について定められた一日当たりの勤務時間数で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

（条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者）

第十条 条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 任期が六月未満の者（次項の規定により、任期が六月以上とみなされる者を除く。）

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この条において「法」という。）第二十八条第二項の規定に該当して休職にされている者

三 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第七条第一項に規定する職員である者を除く。）

五 前各号に掲げる者のほか、知事が別に定める者

2 任期が六月に満たない者であつて、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものがあるときは、これらの者は、任期が六月以上の者とみなす。

一 同一会計年度内における会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当の基準日（条例第二条第八項においてその例によることとされる一般職の常勤職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）

二 職員から引き続き会計年度任用職員となった場合における職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合

に限る。)

3 前項第二号の職員は、次に掲げる者(会計年度任用職員を除く。)とする。

一 給与条例の適用を受ける職員

二 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の適用を受ける職員

三 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の適用を受ける職員

四 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の適用を受ける職員

五 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の適用を受ける職員

六 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)の適用を受ける職員

七 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の適用を受ける職員

八 特別職の職員(法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員(臨時又は非常勤の者を除く。))

(期末手当の在職期間の特例)

第十一条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 前条第三項各号に掲げる職員が、基準日前一月以内において退職し、又は失職した場合にあつては、当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

(期末手当基礎額)

第十二条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。)現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の場合において、月によって勤務日数が異なる場合にあつては、基準日前六月以内の期間において、その者の在職期間(基準日における職と同一の職に係るものに限る。)における一月当たりの基本報酬の額の平均額とする。

(特別の事情がある者の期末手当)

第十三条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、知事が別に定める。

(条例第三条の規則で定める者等)

第十四条 条例第三条の規則で定める者及びこれに対する報酬の基本額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十五条の二に規定するスクールカウンセラー 日額二万五千七百五十円
- 二 学校教育法施行規則第六十五条の三に規定するスクールソーシャルワーカー 日額一万四十円

(条例第四条の規則で定める者等)

第十五条 条例第四条の規則で定める者は、県が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する外国青年とする。

2 前項に規定する第一号会計年度任用職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
1	280,000円
2	300,000円
3	325,000円
4	330,000円

3 第一項に規定する会計年度任用職員の号給は、その者が同種の職務に在職した年数等に応じて、知事が別に定めるところにより決定する。

4 第一項に規定する第一号会計年度任用職員に対しては、期末手当は支給しない。

5 第一項に規定する第一号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬その他の報酬の支給については、知事が別に定める。

(給料の額)

第十六条 条例第六条第二項の第二号会計年度任用職員の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。

(報酬等の減額)

第十七条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、次項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額又は第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して報酬等を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の報酬又は給料及び地域手当の全額とする。

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつてはその者の基本報酬の月額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）と、日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては第九条第二項に規定する額とする。

3 第一項に規定する第二号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）とする。

（委任）

第十八条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第四条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例附則第二条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下この項及び次項において「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間

別表第1 (第2条関係)

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 434,300

- が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額
- 二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）
- 4 次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。
- 一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額
- 二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額
- 三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務以外の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	214,200	210,600	201,750	178,600	171,250
2	215,600	212,900	204,050		
3	217,000	215,200	206,350		
4	218,200	217,500	208,650		
5	219,600	219,900	211,050		
6	221,000				
7	222,500				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管理栄養士を除く。） 衛生検査技師	診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	241,500	201,750	179,550	198,500	207,700	189,200	196,400
2			181,450	200,000		191,000	198,300
3			183,350	201,500		192,500	200,200
4			185,250	203,000		194,400	202,100
5			187,050	204,600		196,400	203,900
6			188,950	205,900		198,300	205,800
7			190,850	207,400		200,200	207,700
8			192,350	210,300		202,100	
9			193,850			203,900	
10			195,350			205,800	
11			196,950			207,700	
12			198,250				
13			199,750				
14			201,750				

19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	148,600	187,200
2	149,700	188,900
3	150,800	190,700
4	151,900	192,400
5	153,000	194,000
6	154,400	195,400
7	155,700	196,900
8	157,000	198,400
9	158,300	199,700
10	159,800	201,000
11	161,300	202,200
12	162,900	203,500
13	164,200	204,800
14	165,700	206,100
15	167,200	207,400
16	168,700	208,700
17	170,100	209,800
18	172,800	211,100

別表第5（第5条、第16条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000

規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「受けるもの」の下に「（次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。）」を加える。

第三条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）第七条の二第一項の規定による夜間学級担当手当（以下「夜間学級担当手当」という。）を支給される教育職員で、夜間学級（夜間において授業を行うものに限る。）を置く学校に勤務するもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

三 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、夜間学級担当手当を支給される教育職員で、前号に掲げる教育職員以外のもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

新	旧
<p>義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員で教育職給料表(二)の適用を受けるもの(次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。)</p> <p>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額</p> <p><u>一 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)第七条の二第一項の規定による夜間学級担当手当(以下「夜間学級担当手当」という。)を支給される教育職員で、夜間学級(夜間において授業を行うものに限る。)を置く学校に勤務するもの</u></p> <p><u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額(夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額)</u></p> <p><u>三 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、夜間学級担当手当を支給される教育職員で、前号に掲げる教育職員以外のもの</u></p> <p><u>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の二を乗じて得た額(夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額)</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 前条に規定する教育職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第七号に掲げる教育職員を除く。)</p> <p>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額</p> <p>六(八) (略)</p>	<p>義務教育等教員特別手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員で教育職給料表(二)の適用を受けるもの</p> <p>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前条に規定する教育職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの(次号及び第五号に掲げる教育職員を除く。)</p> <p>その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額</p> <p>四(六) (略)</p>

第四条 (略)

別表第一・別表第二 (略)

第四条 (略)

別表第一・別表第二 (略)

規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二号を加える。

四 条例第四条第一項第四号に掲げる職員 市町村立の中学校等（中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の夜間学級における授業のための勤務

五 条例第四条第一項第五号に掲げる職員 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級における授業のための勤務

第八条を第九条とする。

第七条第二項中「第五条第一項第一号」の下に「及び条例第七条の二第一項」を加え、同項に次のただし書きを加え、同条を第八条とする。

ただし、条例第七条の二第一項の特殊勤務手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- 一 出張中の場合
- 二 研修中の場合
- 三 勤務しなかった場合（学校職員の給与に関する条例第十三条において職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十二号）に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第

二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤(当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)

第六条の次に次の一条を加える。

(夜間学級担当手当)

第七条 条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、同項に規定する職を占める学校職員の職務の級に応じて、次の各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの)であつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び第三項において「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数とす、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

一 一級 一万四千円

二 二級 一万八千円

三 特二級 一万九千円

四 三級 二万円

五 四級 二万千円

2 学校職員の給与に関する条例第十二条の六の規定による管理職手当の支給を受ける者に係る条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、前項の規定

にかかわらず、同項の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とする。

3 条例第七条の二第二項の教育委員会規則で定める夜間の業務は、勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後七時後翌日の午前六時三十分前において行われる業務とする。

別表小学校の項中「小学校」の下に「等」を加え、同表中学校の項中「中学校」の下に「等」を加える。

別表備考二中「小学校」の下に「等（小学校及び義務教育学校の前期課程）」を加え、同表備考三中「中学校」の下に「等」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

新	旧
<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(兼務手当)</p> <p>第三条 条例第四条第二項の教育委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 条例第四条第一項第四号に掲げる職員</u> 市町村立の中学校等(中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。以下同じ。)の夜間学級における授業のための勤務</p> <p><u>五 条例第四条第一項第五号に掲げる職員</u> 市町村立の中学校等の夜間学級以外の学級における授業のための勤務</p> <p>第四条～第六条 (略)</p> <p><u>(夜間学級担当手当)</u></p> <p><u>第七条 条例第七条の二第二項の教育委員会規則で定める額は、同項に規定する職を占める学校職員の職務の級に応じ、次の各号に掲げる額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項及び第三項において「勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下この項において「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている学校職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により</u></p>	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(兼務手当)</p> <p>第三条 条例第四条第二項の教育委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第四条～第六条 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 一 一級 一万四千元
- 二 二級 一万八千元
- 三 特二級 一万九千元
- 四 三級 二万円
- 五 四級 二万五千円

2 学校職員の給与に関する条例第十二条の六の規定による管理職手当の支給を受ける者に係る条例第七条の二第一項の教育委員会規則で定める額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に百分の八十を乗じて得た額とする。

3 条例第七条の二第二項の教育委員会規則で定める夜間の業務は、勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後七時後翌日の午前六時三十分前において行われる業務とする。

(特殊勤務手当の支給方法)

第八条 (略)

2 条例第五条第一項第一号及び条例第七条の二第一項に規定する特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、条例第七条の二第一項の特殊勤務手当は、月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- 一 出張中の場合
- 二 研修中の場合
- 三 勤務しなかった場合(学校職員の給与に関する条例第十三条において職員

の給与に関する条例(昭和三十七年埼玉県条例第十九号)第二十一条第一項の規定を準用する場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和三十二年法律第百二十一号。以下「補償法」という。)第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第一号)に定める派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十二号)に定める派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しく

(特殊勤務手当の支給方法)

第七条 (略)

2 条例第五条第一項第一号に規定する特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

は疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は同条例に定める退職派遣者の特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤（当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）

3 (略)

第九条 (略)

別表 (第六条関係)

小学校等	教務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、分校主任
中学校等	教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事、保健主事
高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事、保健主事、学年主任、農場長
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主任、高等部に置かれる進路指導主事、保健主事、学科主任、農場長、寮務主任

備考 この表において次に掲げる主任等は、それぞれ次に掲げるものをいう。

- 一 学年主任 同学年の児童又は生徒で編成された学級の数が三年以上である学年に置かれるもの
- 一 生徒指導主任 小学校等(小学校及び義務教育学校の前期課程)にあつては六学級以上、その他の学校にあつては三学級以上の学校に置かれるもの

3 (略)

第八条 (略)

別表 (第六条関係)

小学校	教務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、分校主任
中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事、保健主事
高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主任、進路指導主事、保健主事、学年主任、農場長
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主任、高等部に置かれる進路指導主事、保健主事、学科主任、農場長、寮務主任

備考 この表において次に掲げる主任等は、それぞれ次に掲げるものをいう。

- 一 学年主任 同学年の児童又は生徒で編成された学級の数が三年以上である学年に置かれるもの
- 一 生徒指導主任 小学校にあつては六学級以上、その他の学校にあつては三学級以上の学校に置かれるもの

れるもの

三 進路指導主事 中学校等にあつては六学級以上、その他の学校にあつては三学級以上の学校に置かれるもの

四 保健主事 六学級以上の学校に置かれるもの

五 学校主任、農場長及び寮務主任 三学級以上の学校に置かれるもの

三 進路指導主事 中学校にあつては六学級以上、その他の学校にあつては三学級以上の学校に置かれるもの

四 保健主事 六学級以上の学校に置かれるもの

五 学校主任、農場長及び寮務主任 三学級以上の学校に置かれるもの

規 則

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

(学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部改正)

第三条 学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則(昭和三十七年埼玉県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条」の下に「第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則
第一条関係

新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第六条 (略)</p> <p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号) <u>第八条第一項</u>に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>第八条～第十五条 (略)</p>	<p>学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第六条 (略)</p> <p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号) <u>第八条</u>に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>第八条～第十五条 (略)</p>

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則
 第二条関係

新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>定時制通信教育手当の支給に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(夜間の業務)</p> <p>第三条 条例第十二条の七第二項の教育委員会規則で定める夜間の業務は、勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後七時後翌日の午前六時三十分前において行われる業務とする。</p> <p>第四条～第七条 (略)</p>	<p>定時制通信教育手当の支給に関する規則</p> <p>第一条・第二条 (略)</p> <p>(夜間の業務)</p> <p>第三条 条例第十二条の七第二項の教育委員会規則で定める夜間の業務は、勤務時間条例第八条に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後七時後翌日の午前六時三十分前において行われる業務とする。</p> <p>第四条～第七条 (略)</p>

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則
第三条関係

新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第八条第一項の規定に基づき、学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条・第三条 (略)</p>	<p>学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第八条の規定に基づき、学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条・第三条 (略)</p>

教職第1228号

平成31年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

(公印省略)

「学校職員の通勤手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の通勤手当の運用について」（昭和48年4月16日付け数学第15号）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

別紙を次のように改める。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当

電話 048-830-6667

氏名	
職員番号	

確認及び決定欄				年 月 日 受理				
普通交通機関等利用者	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考
	1			(簡月) 円	円	年 月 日から		
	2			(簡月) 円	円	年 月 日から		
	3			(簡月) 円	円	年 月 日から		
	4			(簡月) 円	円	年 月 日から		

自動車等の額 (自動車等の使用距離 . km) (加算額 円)				円	
普通交通機関等と自動車等の合計額 円				1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円	
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき				{55,000+()} × [簡月] = (差額2分の1相当額(20,000円が限度) 円) 年 月 日から	

新幹線鉄道等利用者				年 月 日 受理				
新幹線鉄道等利用者	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	定期券回数券その他の別	特別料金等の額の算出基礎	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等認定の始期	支給月(毎月支給は省略)	備考
	1			(簡月) 円	円	年 月 日から		
	2			(簡月) 円	円	年 月 日から		
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額 円				円				

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき				20,000 × [簡月] = 円		年 月 日から		
-----------------------------------	--	--	--	---------------------	--	---------	--	--

決定事項	<input type="checkbox"/> 条例第9条の5第1項 <input type="checkbox"/> 該当 (<input type="checkbox"/> 規則第5条: 歩行困難) <input type="checkbox"/> 第1号: 交通機関 (<input type="checkbox"/> 規則第8条の2 (通勤所要回数 回)) <input type="checkbox"/> 第2号: 自動車等使用 (<input type="checkbox"/> 規則第8条の2 (通勤所要回数 回)) <input type="checkbox"/> 第3号: 併用 (<input type="checkbox"/> 規則第8条の2 (通勤所要回数 回)) 規則第8条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 条例第9条の5第1項 <input type="checkbox"/> 非該当 (理由:) <input type="checkbox"/> 条例第9条の5第3項該当: 新幹線鉄道等利用 (<input type="checkbox"/> : 往復 <input type="checkbox"/> : 片道)						備考		
	学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。 職名 _____ 年 月 日 氏名 _____ 印								

取扱者認印					
-------	--	--	--	--	--

運賃等改定、支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄

<input type="checkbox"/> 運賃等改定 <input type="checkbox"/> 規定改正 <input type="checkbox"/> 支給単位期間変更 普通交通機関等						自動車等		
年 月 日 適用						加算額 円 55,000円を超えるとき		
順路	定期券等の別	運賃等相当額	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定の始期	支給月(制期)	取扱者認印		
1		(簡月) 円	円	から				
2		(簡月) 円	円	から				
3		(簡月) 円	円	から				
4		(簡月) 円	円	から				

自動車等 (km) 円				加算額 円 55,000円を超えるとき	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円				年 月 適用 円	
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき				年 月 適用 円	

新幹線鉄道等				年 月 日 適用				
順路	定期券等の別	特別料金等2分の1相当額	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額	新幹線鉄道等の認定の始期	支給月	取扱者認印		
1		(簡月) 円	円	年 月 日から				
2		(簡月) 円	円	年 月 日から				
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき				年 月 適用 円		加算額 円 55,000円を超えるとき		

<input type="checkbox"/> 返納 返納事由(規則第12条の2第1項): 対象普通交通機関等(新幹線鉄道等) 1/2相当額の算出基礎 払戻金相当額(払戻金1/2) 事由発生年月						取扱者認印		
1		円	円	年 月				
2		円	円	年 月				
3		円	円	年 月				
4		円	円	年 月				

年 月 日 決定						取扱者認印		
備考:								
取扱者認印								

新旧対照表

○学校職員の通勤手当の運用について（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧																																																																																																																																																														
<p>第2条関係～第15条関係（略）</p> <p>別紙 通 勤 届 氏 名 職員番号</p>	<p>第2条関係～第15条関係（略）</p> <p>別紙 通 勤 届 氏 名 職員番号</p>																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">様</td> <td style="width:30%;">年 月 日提出</td> <td style="width:40%;">主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>勤務学校名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職名・氏名</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 居</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>学校職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順路</th> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距 離</th> <th>所要時間</th> <th>乗車券等の種類</th> <th>左欄の乗車券等の額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>住居 から(経由) まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;"></td> <td style="width:10%;">総通勤距離</td> <td style="width:10%;">. km</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総所要時間</td> <td>時間</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>通勤経路の略図（経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨記入すること。）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>	様	年 月 日提出	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日	勤務学校名			所在地			職名・氏名	◎		住 居			順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分			円	2		から() まで	. km	時間 分			円	3		から() まで	. km	時間 分			円	4		から() まで	. km	時間 分			円	5		から() まで	. km	時間 分			円	6		から() まで	. km	時間 分			円		総通勤距離	. km			総所要時間	時間	分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">様</td> <td style="width:30%;">平成 年 月 日提出</td> <td style="width:40%;">主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>勤務学校名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職名・氏名</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 居</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>学校職員の通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順路</th> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距 離</th> <th>所要時間</th> <th>乗車券等の種類</th> <th>左欄の乗車券等の額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>住居 から(経由) まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;"></td> <td style="width:10%;">総通勤距離</td> <td style="width:10%;">. km</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総所要時間</td> <td>時間</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>通勤経路の略図（経路朱線。別紙添付の場合は本欄にその旨記入すること。）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>	様	平成 年 月 日提出	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日	勤務学校名			所在地			職名・氏名	◎		住 居			順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分			円	2		から() まで	. km	時間 分			円	3		から() まで	. km	時間 分			円	4		から() まで	. km	時間 分			円	5		から() まで	. km	時間 分			円	6		から() まで	. km	時間 分			円		総通勤距離	. km			総所要時間	時間	分
様	年 月 日提出	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日																																																																																																																																																													
勤務学校名																																																																																																																																																															
所在地																																																																																																																																																															
職名・氏名	◎																																																																																																																																																														
住 居																																																																																																																																																															
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考																																																																																																																																																								
1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
2		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
3		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
4		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
5		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
6		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
	総通勤距離	. km																																																																																																																																																													
	総所要時間	時間	分																																																																																																																																																												
様	平成 年 月 日提出	主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（異動の場合を含む。） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日																																																																																																																																																													
勤務学校名																																																																																																																																																															
所在地																																																																																																																																																															
職名・氏名	◎																																																																																																																																																														
住 居																																																																																																																																																															
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考																																																																																																																																																								
1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
2		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
3		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
4		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
5		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
6		から() まで	. km	時間 分			円																																																																																																																																																								
	総通勤距離	. km																																																																																																																																																													
	総所要時間	時間	分																																																																																																																																																												
<p>【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順路</th> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距 離</th> <th>所要時間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>住居 から(経由) まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;"></td> <td style="width:10%;">総通勤距離</td> <td style="width:10%;">. km</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総所要時間</td> <td>時間</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この項には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しない。 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一について□に印を付する。 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に使い、徒歩、自転車、○◎新幹線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6ヵ月)、1日回数乗車券、優待乗車券等の別を記入する。 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6ヵ月)の金額、1日回数乗車券の額等乗車券に応ずる額を記入する。 往路と復路が異なる場合は、「備考欄」にその旨と理由を記入する。 通勤経路の略図（経路朱線）は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。 新幹線鉄道等を利用している者は、下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法を記入する。 	順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分		2		から() まで	. km	時間 分		3		から() まで	. km	時間 分		4		から() まで	. km	時間 分		5		から() まで	. km	時間 分		6		から() まで	. km	時間 分			総通勤距離	. km			総所要時間	時間	分	<p>【新幹線鉄道等利用者のみ記入すること】 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順路</th> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距 離</th> <th>所要時間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>住居 から(経由) まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>から() まで</td> <td>. km</td> <td>時間 分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:70%;"></td> <td style="width:10%;">総通勤距離</td> <td style="width:10%;">. km</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総所要時間</td> <td>時間</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>記入上の注意</p> <ol style="list-style-type: none"> この項には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法は記入しない。 「主な届出の理由」欄には、通勤届の主な理由の一について□に印を付する。 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に使い、徒歩、自転車、○◎新幹線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6ヵ月)、1日回数乗車券、優待乗車券等の別を記入する。 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6ヵ月)の金額、1日回数乗車券の額等乗車券に応ずる額を記入する。 往路と復路が異なる場合は、「備考欄」にその旨と理由を記入する。 通勤経路の略図（経路朱線）は、別紙添付として差し支えない。なお、この場合は「通勤経路の略図」欄にその旨を記入する。 新幹線鉄道等を利用している者は、下欄に新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法を記入する。 	順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考	1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分		2		から() まで	. km	時間 分		3		から() まで	. km	時間 分		4		から() まで	. km	時間 分		5		から() まで	. km	時間 分		6		から() まで	. km	時間 分			総通勤距離	. km			総所要時間	時間	分																																																										
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考																																																																																																																																																										
1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
2		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
3		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
4		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
5		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
6		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
	総通勤距離	. km																																																																																																																																																													
	総所要時間	時間	分																																																																																																																																																												
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考																																																																																																																																																										
1		住居 から(経由) まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
2		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
3		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
4		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
5		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
6		から() まで	. km	時間 分																																																																																																																																																											
	総通勤距離	. km																																																																																																																																																													
	総所要時間	時間	分																																																																																																																																																												

新

(裏面)

氏名 職員番号

確認及び決定欄
普通交通機関等利用者
算出の基礎となる定期券回数券その他の別
運賃等の額の算出基礎
運賃等相当額
1箇月当たりの運賃相当額
普通交通機関等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

自動車等の額 (自動車等の使用距離 km) (加算額 円)
普通交通機関等と自動車等の合計額
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき
新幹線鉄道等利用者
算出の基礎となる定期券回数券その他の別
特別料金等の額の算出基礎
特別料金等2分の1相当額
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額
新幹線鉄道等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき
20,000 x [箇月] =
決定期項
規則第9条の5第1項(口)該当(口)該当(口)規則第5条:歩行困難
規則第9条の5第1項(口)該当(口)該当(口)規則第5条:歩行困難
規則第8条の2(通勤所要回数 回)
規則第8条の3 第1号 第2号 第3号
規則第9条の5第1項(理由:)
学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。

運賃等改定・支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄
運賃等改定 規定改定
支給単位期間変更
普通交通機関等
1箇月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき

1 2 3 4
定期券等の別
運賃等相当額
1箇月当たりの運賃等相当額
普通交通機関等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

自動車等
1箇月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき

1 2
定期券等の別
特別料金等2分の1相当額
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額
新幹線鉄道等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき
返納 返納事由(規則第12条の2第1項):
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等) 払戻金相当額(払戻金1/2)の算出基礎 払戻金相当額(払戻金1/2) 事由発生年月

1 2 3 4
1箇月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき

備考:
取扱者 氏名 印

旧

(裏面)

氏名 職員番号

確認及び決定欄
普通交通機関等利用者
算出の基礎となる定期券回数券その他の別
運賃等の額の算出基礎
運賃等相当額
1箇月当たりの運賃等相当額
普通交通機関等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

自動車等の額 (自動車等の使用距離 km) (加算額 円)
普通交通機関等と自動車等の合計額
1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき
新幹線鉄道等利用者
算出の基礎となる定期券回数券その他の別
特別料金等の額の算出基礎
特別料金等2分の1相当額
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額
新幹線鉄道等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき
20,000 x [箇月] =
決定期項
規則第9条の5第1項(口)該当(口)規則第5条:歩行困難
規則第9条の5第1項(口)該当(口)該当(口)規則第5条:歩行困難
規則第8条の2(通勤所要回数 回)
規則第8条の3 第1号 第2号 第3号
規則第9条の5第1項(理由:)
学校職員の給与に関する条例第9条の5及び学校職員の通勤手当に関する規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。

運賃等改定・支給単位期間変更等及び返納に係る確認及び決定欄
運賃等改定 規定改定
支給単位期間変更
普通交通機関等
1箇月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき

1 2 3 4
定期券等の別
運賃等相当額
1箇月当たりの運賃等相当額
普通交通機関等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

自動車等
1箇月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき

1 2
定期券等の別
特別料金等2分の1相当額
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額
新幹線鉄道等認定の始期
支給月(毎月末は直前)

1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えるとき
返納 返納事由(規則第12条の2第1項):
対象普通交通機関等(新幹線鉄道等) 払戻金相当額(払戻金1/2)の算出基礎 払戻金相当額(払戻金1/2) 事由発生年月

1 2 3 4
1箇月適用 加算額 円 55,000円を超えるとき

備考:
取扱者 氏名 印

教職第1218-1号

平成31年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課所館長

様

埼玉県教育委員会教育長

(公印省略)

「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「扶養手当認定事務の取扱いについて」（昭和61年6月25日付け教高第534号）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降はこれによってください。

記

様式第3号から様式第8号中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当

電話 048-830-6667

新

様式第4号

所得証明願

— 年 月 日

市町村長 様

住所
申請者 氏名 ㊟

扶養親族認定申請のため必要なので、下記事項について証明
願います。

所得者氏名	所得の種類	収入金額	所得金額	摘要

上記のとおり証明する。

— 年 月 日

市町村長 印

旧

様式第4号

所得証明願

平成 年 月 日

市町村長 様

住所
申請者 氏名 ㊟

扶養親族認定申請のため必要なので、下記事項について証明
願います。

所得者氏名	所得の種類	収入金額	所得金額	摘要

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市町村長 印

新

様式第5号

住民票記載事項証明願

— 年 月 日

市町村長 様

住 所

申請者

氏 名

㊟

埼玉県における扶養親族認定申請のため必要なので、住民票に記載されている事項のうち、下記事項について証明願います。

記

世帯主氏名 ()		生年月日	現住所	続柄
家				
族				

上記のとおり証明する。

— 年 月 日

市町村長

印

旧

様式第5号

住民票記載事項証明願

平成 年 月 日

市町村長 様

住 所

申請者

氏 名

㊟

埼玉県における扶養親族認定申請のため必要なので、住民票に記載されている事項のうち、下記事項について証明願います。

記

世帯主氏名 ()		生年月日	現住所	続柄
家				
族				

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市町村長

印

新

旧

様式第7号

扶養・家族手当等に関する証明書

当事業所においては に対し、

同人の

続柄	氏名

についての

扶養・家族手当等は支給していません。

— 年 月 日

事業所名



取扱者氏名

様式第7号

扶養・家族手当等に関する証明書

当事業所においては に対し、

同人の

続柄	氏名

についての

扶養・家族手当等は支給していません。

平成 年 月 日

事業所名



取扱者氏名

新

様式第8号 仕送りに関する申立書

年 月 日

所属所名 氏名 (印)

下記について、事実と相違ないことを申し立てます。
なお、事実に変更が生じた場合は、直ちにその旨を申し立てます。

記

扶養親族の氏名 続柄
1 扶養親族の所得の有無
2 仕送りの金額
3 仕送りの方法
4 仕送りの時期
5 扶養親族と同居する者の有無
6 扶養親族と別居している場合にはその理由
7 他の扶養義務者

上記の事実について相違ないことを確認します。

扶養親族氏名 (職員の配偶者・子、または現金書留や口座振込の父母等の場合は記入不要)

旧

様式第8号 仕送りに関する申立書

平成 年 月 日

所属所名 氏名 (印)

下記について、事実と相違ないことを申し立てます。
なお、事実に変更が生じた場合は、直ちにその旨を申し立てます。

記

扶養親族の氏名 続柄
1 扶養親族の所得の有無
2 仕送りの金額
3 仕送りの方法
4 仕送りの時期
5 扶養親族と同居する者の有無
6 扶養親族と別居している場合にはその理由
7 他の扶養義務者

上記の事実について相違ないことを確認します。

扶養親族氏名 (職員の配偶者・子、または現金書留や口座振込の父母等の場合は記入不要)

教職第1231号

平成31年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の特殊勤務手当の運用について」（平成11年3月30日付け教職第670号）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

第2 兼務手当関係第5号中「受ける」の次に「県立高等学校の職員又は市町村立高等学校の定時制課程の」を加え、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 第4号及び第5号中「授業」とは、各教科科目の授業とする。

第6号の次に次の1号を加える。

7 兼務手当の支給を受ける市町村立の中学校の職員については、あらかじめ「教科指導等の充実のための公立小・中学校教員の他校兼務に関する実施要領」に定めるとおり埼玉県教育委員会から承認を受けておくものとする。

第3 実習等指導手当関係第3号(3)中「第8条」の次に「第1項」を加える。

第5 教育業務連絡指導手当関係に次の1号を加える。

6 義務教育学校の前期課程と後期課程をそれぞれ一の学校とみなして取り扱うものとする。

第6 特殊勤務手当実績簿関係中第1号中「様式第6」を「様式第7」に改め、第2号及び第3号中「第8条」を「第9条」に改める。

別紙様式第5及び別紙様式第6を次のように改める。

別紙様式第6の次に次の1様式を加える。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当

電話 048-830-6667

新	旧
<p style="text-align: center;">学校職員の特殊勤務手当の運用について 記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 兼務手当関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 第4号及び第5号中「授業」とは、各教科科目の授業とする。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p><u>6 兼務手当の支給を受ける 県立高等学校の職員又は市町村立高等学校の定時制課程の職員については、別紙様式第2により、あらかじめ校長が埼玉県教育委員会に申請して承認を受けておくものとする。</u></p> <p><u>7 兼務手当の支給を受ける市町村立義務諸学校の職員については、あらかじめ「教科指導等の充実のための公立小・中学校教員の他校兼務に関する実施要領」に定めるとおり埼玉県教育委員会から承認を受けておくものとする。</u></p> <p>第3 実習等指導手当関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「勤務時間数」は、一箇月の正規の勤務時間(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する「正規の勤務時間」をいう。以下同じ。)の全時間数(当該月のうちに勤務時間条例第10条第1項に規定する学校職員の休日(勤務時間条例第11条第1項に規定する学校職員の休日の代休(以下「代休」という。))を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務した職員にあっては、当該勤務した時間を除く。)及び代休(以下「学校職員の休日等」という。))があるときは、当該学校職員の休日等の正規の勤務時間を除く。)とする。</p> <p>第4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">学校職員の特殊勤務手当の運用について 記</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 兼務手当関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p><u>5 兼務手当の支給を受ける職員については、別紙様式第2により、あらかじめ校長が埼玉県教育委員会に申請して承認を受けておくものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3 実習等指導手当関係</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「勤務時間数」は、一箇月の正規の勤務時間(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する「正規の勤務時間」をいう。以下同じ。)の全時間数(当該月のうちに勤務時間条例第10条第1項に規定する学校職員の休日(勤務時間条例第11条第1項に規定する学校職員の休日の代休(以下「代休」という。))を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務した職員にあっては、当該勤務した時間を除く。)及び代休(以下「学校職員の休日等」という。))があるときは、当該学校職員の休日等の正規の勤務時間を除く。)とする。</p> <p>第4 (略)</p>

教職第1218-2号
平成31年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課所館長

様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正
について（通知）

「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」（平成16年3月
31日教職第3120号）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4
月1日以降はこれによってください。

記

別紙1中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

別紙2中「

確 認 年 月 日	確 認 者 印	確 認 年 月 日	確 認 者 印
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	
平成 年 月 日		平成 年 月 日	

」

を

「

確 認 年 月 日	確 認 者 印	確 認 年 月 日	確 認 者 印
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

」

に改める。

別紙 3 中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改め、「平成 ____年度」を「 ____年度」に改める。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当
電話 048-830-6667

教職第1230号

平成31年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係各課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

(公印省略)

学校職員の時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給
の取扱いについての一部改正について（通知）

「学校職員の時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱い
について」（平成22年3月30日付け教高第1672号）の一部を下記のと
おり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

「第八条」の次に「第一項」を加える。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当

電話 048-830-6667

新旧対照表

○新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）

（下線部分は、改正部分）

新	旧																																																																																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">一～五（略）</p> <p>別紙1（表面）</p> <p style="text-align: center;">通勤手当協議書</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日提出</p> <p>1 対象職員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">勤務学校名</td> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:20%;">所在地</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td>氏名</td> <td>職員番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>2 通勤経路</p> <p>（記入上の注意）・統一的に判定するため、原則として徒歩の速度については分速80メートルとし、自転車の速度については分速150メートルとして発着時刻を記入すること。（1分未満の端数は切り上げる。） ・列車の発着時刻については、正規の勤務時間の開始及び終了に合わせた時刻を時刻表等で確認の上記載すること。（臨時列車等で常例として利用できない列車については記載しないこと。） また、時刻表等で確認できないバス等の発着時刻については、バス会社等に問い合わせ記載すること。なお、その場合には前後数本の発着時刻が判る資料（メモ書きでも可）を添付すること。</p> <p>① 新幹線等・高速自動車国道等を利用する経路（往路）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距離</th> <th>発着時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">総通勤距離</td> <td>. km</td> <td colspan="2">総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 新幹線等・高速自動車国道等を利用しない経路（往路）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距離</th> <th>発着時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">総通勤距離</td> <td>. km</td> <td colspan="2">総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分</td> </tr> </tbody> </table>	勤務学校名		所在地		職名	氏名	職員番号		住所				通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考	1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分		通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考	1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分		<p style="text-align: center;">一～五（略）</p> <p>別紙1（表面）</p> <p style="text-align: center;">通勤手当協議書</p> <p style="text-align: right;">平成_____年 月 日提出</p> <p>1 対象職員</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">勤務学校名</td> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:20%;">所在地</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>職名</td> <td>氏名</td> <td>職員番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>2 通勤経路</p> <p>（記入上の注意）・統一的に判定するため、原則として徒歩の速度については分速80メートルとし、自転車の速度については分速150メートルとして発着時刻を記入すること。（1分未満の端数は切り上げる。） ・列車の発着時刻については、正規の勤務時間の開始及び終了に合わせた時刻を時刻表等で確認の上記載すること。（臨時列車等で常例として利用できない列車については記載しないこと。） また、時刻表等で確認できないバス等の発着時刻については、バス会社等に問い合わせ記載すること。なお、その場合には前後数本の発着時刻が判る資料（メモ書きでも可）を添付すること。</p> <p>① 新幹線等・高速自動車国道等を利用する経路（往路）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距離</th> <th>発着時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">総通勤距離</td> <td>. km</td> <td colspan="2">総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 新幹線等・高速自動車国道等を利用しない経路（往路）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>通勤方法の別</th> <th>区 間</th> <th>距離</th> <th>発着時刻</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>から（ 経由） まで</td><td>. km</td><td>: ~ :</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">総通勤距離</td> <td>. km</td> <td colspan="2">総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分</td> </tr> </tbody> </table>	勤務学校名		所在地		職名	氏名	職員番号		住所				通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考	1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分		通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考	1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :		総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分	
勤務学校名		所在地																																																																																																																																																																																							
職名	氏名	職員番号																																																																																																																																																																																							
住所																																																																																																																																																																																									
通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考																																																																																																																																																																																					
1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分																																																																																																																																																																																						
通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考																																																																																																																																																																																					
1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分																																																																																																																																																																																						
勤務学校名		所在地																																																																																																																																																																																							
職名	氏名	職員番号																																																																																																																																																																																							
住所																																																																																																																																																																																									
通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考																																																																																																																																																																																					
1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分																																																																																																																																																																																						
通勤方法の別	区 間	距離	発着時刻	備考																																																																																																																																																																																					
1	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
2	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
3	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
4	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
5	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
6	から（ 経由） まで	. km	: ~ :																																																																																																																																																																																						
総通勤距離		. km	総通勤時間（住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間） 時間 分																																																																																																																																																																																						

新

旧

別紙1 (裏面)

③ 新幹線等・高速自動車国道等を利用する経路 (復路)

通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考
1	から (経由) まで	. km	: ~ :	
2	から (経由) まで	. km	: ~ :	
3	から (経由) まで	. km	: ~ :	
4	から (経由) まで	. km	: ~ :	
5	から (経由) まで	. km	: ~ :	
6	から (経由) まで	. km	: ~ :	
総通勤距離		. km	総通勤時間 (学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間)	
			時間 分	

④ 新幹線等・高速自動車国道等を利用しない経路 (復路)

通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考
1	から (経由) まで	. km	: ~ :	
2	から (経由) まで	. km	: ~ :	
3	から (経由) まで	. km	: ~ :	
4	から (経由) まで	. km	: ~ :	
5	から (経由) まで	. km	: ~ :	
6	から (経由) まで	. km	: ~ :	
総通勤距離		. km	総通勤時間 (学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間)	
			時間 分	

【教職員課記入欄】

通勤手当協議回答書

____ 年 月 日

____ 様

教育局教育総務部教職員課長

この協議に係る新幹線鉄道等の利用認定の可否について、下記のとおり回答します。

記

[往路 可 ・ 否] [復路 可 ・ 否]

なお、この回答書に基づき新幹線鉄道等の利用を認定された者については、認定後の通勤届の写し (総務事務システムの記録を出力した書面を含む。) を1部教職員課長に提出してください。

別紙1 (裏面)

③ 新幹線等・高速自動車国道等を利用する経路 (復路)

通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考
1	から (経由) まで	. km	: ~ :	
2	から (経由) まで	. km	: ~ :	
3	から (経由) まで	. km	: ~ :	
4	から (経由) まで	. km	: ~ :	
5	から (経由) まで	. km	: ~ :	
6	から (経由) まで	. km	: ~ :	
総通勤距離		. km	総通勤時間 (学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間)	
			時間 分	

④ 新幹線等・高速自動車国道等を利用しない経路 (復路)

通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考
1	から (経由) まで	. km	: ~ :	
2	から (経由) まで	. km	: ~ :	
3	から (経由) まで	. km	: ~ :	
4	から (経由) まで	. km	: ~ :	
5	から (経由) まで	. km	: ~ :	
6	から (経由) まで	. km	: ~ :	
総通勤距離		. km	総通勤時間 (学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間)	
			時間 分	

【教職員課記入欄】

通勤手当協議回答書

____ 平成 年 月 日

____ 様

教育局教育総務部教職員課長

この協議に係る新幹線鉄道等の利用認定の可否について、下記のとおり回答します。

記

[往路 可 ・ 否] [復路 可 ・ 否]

なお、この回答書に基づき新幹線鉄道等の利用を認定された者については、認定後の通勤届の写し (総務事務システムの記録を出力した書面を含む。) を1部教職員課長に提出してください。

新

別紙2

新幹線鉄道等利用確認書

1 対象者

学校名 _____

氏名	
職員番号	

2 新幹線鉄道等利用区間

・新幹線等路線名 _____ 駅 ~ _____ 駅

・高速自動車国道等路線名 _____ IC ~ _____ IC

3 確認欄

上記利用区間に係る特別料金等の負担を常例としていることを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」に基づき確認した。

確認年月日	確認者印
____年 月 日	

確認年月日	確認者印
____年 月 日	

※ 確認者は、通勤手当の認定事務について委任又は専決指定されている者とする。

旧

別紙2

新幹線鉄道等利用確認書

1 対象者

学校名 _____

氏名	
職員番号	

2 新幹線鉄道等利用区間

・新幹線等路線名 _____ 駅 ~ _____ 駅

・高速自動車国道等路線名 _____ IC ~ _____ IC

3 確認欄

上記利用区間に係る特別料金等の負担を常例としていることを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」に基づき確認した。

確認年月日	確認者印
平成 ____年 月 日	

確認年月日	確認者印
平成 ____年 月 日	

※ 確認者は、通勤手当の認定事務について委任又は専決指定されている者とする。

新

別紙 3

新幹線鉄道等利用申出書

____年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

学校名 _____

氏名 _____

1 新幹線鉄道等利用区間

路線名 _____

_____ 駅 ~ _____ 駅

2 申出内容

____年度第____四半期において、特別料金等に係る回数券が発売されていない又は利用できない、1に記載した区間の新幹線鉄道等を常例として利用し、その利用に係る特別料金等を負担したことを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」の(4)に基づき申し上げます。

旧

別紙 3

新幹線鉄道等利用申出書

平成 ____年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

学校名 _____

氏名 _____

1 新幹線鉄道等利用区間

路線名 _____

_____ 駅 ~ _____ 駅

2 申出内容

平成____年度第____四半期において、特別料金等に係る回数券が発売されていない又は利用できない、1に記載した区間の新幹線鉄道等を常例として利用し、その利用に係る特別料金等を負担したことを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」の(4)に基づき申し上げます。

新	旧
<p data-bbox="241 268 1025 336">学校職員の時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについて</p> <p data-bbox="622 341 658 368">記</p> <p data-bbox="152 379 1099 1018">学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた日後に学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号。以下「給与条例」という。)第11条の2において準用する職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号。以下「職員給与条例」という。)第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった学校職員に対して、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、給与条例第10条の4において準用する職員給与条例第14条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、給与条例第10条の4において準用する職員給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該時間外勤務代休時間の支給に係る時間とされたものとする。</p>	<p data-bbox="1234 268 2018 336">学校職員の時間外勤務代休時間の指定及び時間外勤務手当の支給の取扱いについて</p> <p data-bbox="1615 341 1650 368">記</p> <p data-bbox="1144 379 2092 1018">学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた日後に学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号。以下「給与条例」という。)第11条の2において準用する職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号。以下「職員給与条例」という。)第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に異動のあった学校職員に対して、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)を指定する場合の時間外勤務手当の額の算定に当たっては、給与条例第10条の4において準用する職員給与条例第14条第5項に規定する時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間については、給与条例第10条の4において準用する職員給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間のうち、当該異動前の時間から順次時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間とされたものとする。この場合において、異動が2以上あったときは、同項の規定の適用を受ける時間のうち、先の異動前の時間から順次当該時間外勤務代休時間の支給に係る時間とされたものとする。</p>

教職第1233号
平成31年3月29日

各市町村教育委員会教育長 } 様
各市町村立学校長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

兼務手当の取扱いについて（通知）

学校職員の特殊勤務手当の運用について（平成11年3月31日付け教職第670号）第二において規定する内容の細部について下記のとおり定めますので、平成31年4月1日以降は、これによって取り扱ってください。

記

- 1 第二の3の「各教科科目の授業」には、次に掲げる当該授業に付随する業務を含むものとする
 - (1) 兼務校において従事する担当授業科目に係る試験問題の作成、試験監督及び成績評価に関すること。
 - (2) 兼務校において従事する担当授業科目に係る教材研究に関すること。
- 2 第二の4の「準備及び後始末」には、養護教諭又は養護助教諭が行う健康診断表の作成及び管理並びに生徒の健康相談に関することは含まないものとする。

担当 教育総務部教職員課給与制度担当
電話 048-830-6667

人委第694-4号
平成31年3月29日

各任命権者 様

埼玉県人事委員会委員長

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について(通知)

「勤勉手当の成績率の運用について」(平成14年3月29日付け人委第1199号)の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

第2項(1)イ中「100分の15」を「100分の20」に改め、同項(1)ロ中「100分の10」を「100分の15」に改め、同項(1)ハ及びニ中「100分の5」を「100分の10」に改め、同項(2)イ中「100分の30」を「100分の35」に改め、同項(2)ロ中「100分の20」を「100分の25」に改め、同項(2)ハ及びニ中「100分の10」を「100分の15」に改める。

新旧対照表

○勤勉手当の成績率の運用について(通知)

(下線部分は、改正部分)

新	旧
<p>基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けた職員及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定するものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 再任用職員</p> <p>（1）特定幹部職員以外の職員</p> <p>イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の20</u>を減じた割合</p> <p>ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の15</u>を減じた割合</p> <p>ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の10</u>を減じた割合</p> <p>ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の10未滿</u>を減じた割合</p> <p>（2）特定幹部職員</p> <p>イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の35</u>を減じた割合</p> <p>ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の25</u>を減じた割合</p> <p>ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の15</u>を減じ</p>	<p>基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分を受けた職員及び訓告その他の矯正措置を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる割合を基本として決定するものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 再任用職員</p> <p>（1）特定幹部職員以外の職員</p> <p>イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の15</u>を減じた割合</p> <p>ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の10</u>を減じた割合</p> <p>ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の5</u>を減じた割合</p> <p>ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の5未滿</u>を減じた割合</p> <p>（2）特定幹部職員</p> <p>イ 停職の処分を受けた職員 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の30</u>を減じた割合</p> <p>ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の20</u>を減じた割合</p> <p>ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から<u>100分の10</u>を減じ</p>

新	旧
<p>た割合</p> <p>ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハマまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から <u>100</u>分の<u>15</u>未満を減じた割合</p>	<p>た割合</p> <p>ニ 訓告その他の矯正措置を受けた職員（イからハマまでに該当する職員を除く。） 勤務成績が良好な職員に適用する割合から <u>100</u>分の<u>10</u>未満を減じた割合</p>

人 第 1 2 0 0 号
平成31年3月29日

本庁各課（所）長 }
各地域機関の長 } 様

総務部人事課長

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（通知）

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（平成10年3月27日付け人第1361号）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日からこれにより取り扱うこととしてください。

記

条例第22条関係第2項に次に1号を加える。

「（3） 国又は他の地方公共団体の職員が、計画的な人事交流により職員として採用されたことで旧住所の居住要件を欠いたため、住所を移転した場合」

担当：給与担当

内線：2439

職員の旅費に関する条例等の運用方法について(通知)の一部改正に関する新旧対照表

改正後	改正前
<p>条例第22条関係(移転料)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転料は、次に掲げる場合に限り支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 国又は他の地方公共団体の職員が、計画的な人事交流により職員として採用されたことで旧住所の居住要件を欠いたため、住所を移転した場合</u></p>	<p>条例第22条関係(移転料)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転料は、次に掲げる場合に限り支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>